

## 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和 5 年 3 月閣議決定)において、「法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する」ことが求められています。

これを受け、学識経験者を中心とした法人企業統計研究会で議論を行った結果、下記のとおり欠測値の補完方法を変更し改善を図ることとしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 欠測値の補完方法を変更する調査対象

金融業、保険業以外の資本金 5 億円以上の法人

#### 2. 変更後の補完方法

未回答法人について、過去（四半期別調査では前年同期、年次別調査では前年度）に調査票の提出があった場合には、この過去データを補完値として利用します。

過去（前述の期間）に調査票の提出がない未回答法人については、引き続き現行の補完方法（※）により補完値を算出します。

※業種別に各階層内で法人を資本金順に並べ、未回答法人の前後 10 社における調査項目の対資本金比率の平均値に未回答法人の資本金を乗じて補完値を算出。

#### 3. 実施時期

四半期別調査は令和 8 年 4 - 6 月期調査から、年次別調査は令和 7 年度調査から実施します。

(参考) 今回の結論に至った過程については、法人企業統計研究会（令和 5 年 3 月 27 日開催）のページをご参照願います。

<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/summary/kenkyukai.htm>

以上

問合せ先

財務省 財務総合政策研究所 調査統計部

電話（代表）03-3581-4111（内線）5499、5496